

○防犯指導員設置運営要綱の制定について（通達）

平成2年3月1日

福岡県警察本部内訓第2号

この度、県民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の促進を効果的に推進するため、防犯指導員設置運営要綱（以下「要綱」という。）を制定し、4月1日から施行することとしたので、その効果的な運用を図られたい。

記

第1 趣旨

この要綱は、防犯指導員（以下「指導員」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

第2 指導員

1 任務

指導員は、地域防犯活動の指導者として、地域住民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の促進を図るため、その居住地域及び勤務地域を中心に日常生活を通じて、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 防犯に関する指導及び啓発
- (2) 高齢者の保護及び社会参加活動の促進
- (3) 防犯情報等の提供
- (4) その他警察等が行う防犯活動に対する協力・援助

2 定数及び配置

指導員の定数及び配置は、別に定める。

3 委嘱

- (1) 指導員は、次の要件を備えているもののうちから、警察署長（以下「署長」という。）が警察署単位の防犯協会長（以下「地区協会長」という。）と連名で委嘱するものとする。

ア 地域の実情に精通し、防犯活動に十分な理解と行動力を有すること。

イ 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

- (2) 署長は、(1)の委嘱に当たっては、委嘱状（様式第1号）を交付し、防犯指導員証（様式第2号。以下「指導員証」という。）を貸与するものとする。
- (3) 指導員はその活動を行うに当たっては、指導員証を携帯するものとする。
- (4) 指導員証については、任期満了時又は第2の5に定めるところにより解任したときは、返納させるものとする。
- (5) 警察署の生活安全部生活安全総務課の分掌事務を所掌する課に、防犯指導員名簿（様式第3号。以下「指導員名簿」という。）を備え付けるものとする。

4 任期

- (1) 指導員の任期は2年とする。ただし、補欠の指導員は、前任者の残任期間在任する。
- (2) 指導員は、再任することができる。

5 解任

指導員が次のいずれかに該当するときは、その任期中にかかわらず解任することができる。

- (1) 死亡、心身の故障その他長期の療養を要する疾病にかかったとき。
- (2) 指導員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 本人から解任の申出があったとき。

第3 運営上の留意事項

署長は、指導員の運営に当たって、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 指導員の委嘱に当たっては、職業、年齢、性別、資質等を十分考慮するとともに、あらかじめ、地区協会長と協議して選定すること。
- 2 防犯関係機関・団体と緊密な連携を保持し、指導員の効果的な運営を図り、地域社会における防犯活動の促進に努めること。
- 3 指導員の活動が適正かつ効果的に行われるように情報連絡及び資料提供に努めるほか、随時、必要な指導・助言を行うこと。
- 4 指導員は民間協力者として委嘱するものであり、特別の権限が付与されるものでないで、活動上の行き過ぎ等により批判されることがないように指導を徹底すること。
- 5 指導員が任務遂行を通じて知り得た関係者の秘密は、厳守させること。
- 6 指導員に対し、活動時における受傷事故その他被害の防止について十分に指導すること。
- 7 指導員証については、福岡県警察行政職員身分証明書規程（昭和62年福岡県警察本部訓令第3号）第4条の規定に準じて、取扱い等必要な事項を遵守させること。
- 8 指導員証の貸与及び返納に際しては、指導員名簿に記載し、その状況を明らかにしておくこと。
- 9 指導員に欠員が生じたときは、速やかに、後任者を委嘱すること。

第4 報告

- 1 署長は、指導員を委嘱したときは、防犯指導員委嘱報告書（様式第4号）により生活安全部長に報告しなければならない。
- 2 署長は、指導員が第2の5の（2）に該当すると認めたときは、速やかに、生活安全部長に報告しなければならない。
- 3 署長は、指導員の活動状況について、毎年1回、防犯指導員活動状況報告書（様式第5号）により生活安全部長に報告しなければならない。

第5 防犯指導員連絡会

1 組織

指導員相互の連絡調整、研修等を行うことを目的として、警察署単位に防犯指導員連絡会（以下「連絡会」という。）を置くものとする。

2 構成

連絡会は指導員をもって構成し、連絡会を代表するものとして、指導員の互選により、会長、副会長その他必要な役員を置くことができる。

3 連絡会議の開催

（１） 連絡会議は、定期連絡会議及び随時連絡会議とする。

（２） 定期連絡会議は署長が時期を定め年１回、随時連絡会議は必要の都度開催するものとする。